

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

事務局職員退職手当規程

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター 事務局職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下「センター」という。）に勤務する事務局職員（以下「職員」という。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当)

第2条 退職手当は、次の各号により、これを支給する。

- (1) 職員が退職したとき
- (2) 職員が死亡したとき

(退職手当の受給者)

第3条 退職手当は、職員が退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に退職金として支給する。

(退職金の支給制限)

第4条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合には、支給しない。

- (1) 勤続期間が6箇月未満で退職したとき
- (2) 懲戒解雇の処分を受けたとき
- (3) 禁固以上の刑に処せられたことにより解雇されたとき

2 職員が退職後、在職中の職務に関し、懲戒の解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職金を返還させ、または退職金を支給しないことができる。

(退職金共済契約)

第5条 この規程による退職金の支給を確実にするため、センターは、職員を被共済者として中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）と退職金共済契約を締結する。

(掛金)

第6条 退職金共済契約の掛金の月額は、次のとおりとする。

基本給（賃金）月額	掛金月額
200,000円未満	10,000円
200,000円以上 250,000円未満	20,000円
250,000円以上	30,000円

(普通退職の場合の退職金の額)

第7条 次条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか、退職した職員に対する退職金の額は、退職の日におけるその者の給与月額（職員が休職、停職、減給その他の事由により、その給料の一部又は全部が支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする）にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の120

2 給与月額とは、給料及び調整手当の合計額をいう。

(長期勤続の場合の退職金の額)

第8条 25年以上勤務して退職した者、20年以上25年未満の期間勤続して退職した者、又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって会長の承認を受けた者に対する退職金の額は、退職の日におけるその者の給与月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき100分の125

2 前項の規定は、20年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労災者災害補償法、昭和22年法律第50号）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年（60歳）に達した日以降その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当するものを除く）に対する退職金の額について準用する。

(退職金の減額)

第9条 職員が、次の各号の一に該当する場合において、第7条及び第8条の規定により計算して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 自己の都合により退職したとき
- (2) 勤務成績が著しく不良のため退職させられたとき
- (3) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき

(起訴中に退職したときの退職金の取扱い)

第10条 職員が、刑事事件に関し起訴されたときにおいて、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、第5条から前条までの規定により計算して得た額をその者の退職金として支給する。

(退職金額の支給調整)

第11条 事業団から支給される退職金の額が第7条・第8条及び第9条の規定により算出された額より少ないときは、その差額をセンターが直接支給し、事業団から支給される額が多いときは、その額を本人の退職金の額とする。

(勤続期間の計算)

第12条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの月数による。

- 2 前項の規定による勤続期間のうちに、公益社団法人四街道市シルバー人材センター事務局職員就業規程第33条の規定による休職又は停職により現実に職務につかなかった期間があるときは、当該期間に参入しない。
- 3 勤続期間に1年未満の端数があるときは、5か月以下は切捨て、6か月以上は1年とする。

(退職手当の支給)

第13条 事業団から支給される退職金は、本人（本人が死亡の場合は、その家族。）の請求によって、事業団が支給する。

- 2 第11条の規定によりセンターが支給する退職手当の差額については、法令等による退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。
- 3 前項の支給にあっては、予算その他特別の事由があるときを除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(退職金の加算)

第14条 「全国シルバー人材センター厚生年金基金の給付を受ける者」については、次に掲げる金額をこの規程による退職金の総額に加算して支給する。

- (1) 第1種退職年金について、退職時に計算される選択一時金の額
- (2) 脱退一時金の額
- (3) 死亡退職したため支給される遺族一時金

(遺族の範囲及び順位)

第15条 第3条に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時、主として、その収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていたもの
  - (3) 子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹で前号に該当しないもの
- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
  - 3 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。

(端数の処理)

第16条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第17条 退職手当の支給手続その他、この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。